

「最上川水系流域委員会規約」より抜粋

第2条（目 的）

この委員会は、最上川水系の河川整備計画変更原案及び**計画策定後の各種施策の進捗等に関して意見を交換**し、東北地方整備局長及び山形県知事に対し意見を述べるものとする。

また、最上川水系の大臣管理区間の河川整備計画に基づく事業のうち、再評価、事後評価の審議を行い、東北地方整備局長に対し意見を述べるものとする。

今回の流域委員会は、下記項目を対象として意見交換を行う



- ・ 最上川水系河川整備計画（大臣管理区間）の進捗状況
- ・ 最上川水系河川整備計画（知事管理区間）の取り組み状況について